

件名

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第二号等の規定に基づき、漁業協同組合等の
子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四

十九号）の施行に伴い、並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省^令第二号）

第二十六条第三項第五号及び第十四号並びに第四項第十号及び第二十七号の規定に基づき、平成十年^{大蔵省}農林水産省^令第二号）

督省^令第二十一号（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第二号等の規定に基づき
産省^令第二十一号（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第二号等の規定に基づき

、漁業協同組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十四年四月一日）から適用する。

平成二十四年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

農林水産大臣 鹿野 道彦

○ 平成十年^{金融監督庁}大蔵省告示第二十一号（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十六条第三項第二号等の規定に基づき、漁業協同組合等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）

改正案	現行
<p>（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務）</p> <p>第一条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「命令」という。）第二十六条第三項第二号及び第四項第三号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務は、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第十一条第三項第三号、第八十七条第四項第三号、第九十三条第二項第三号及び第九十七条第三項第三号に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>（リース業務の範囲等）</p> <p>第二条 命令第二十六条第三項第五号及び第四項第十号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同条第三項第五号及び第四項第十号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（次項及び次条第六号において「リース業務」という。）並びに次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法</p>	<p>（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務）</p> <p>第一条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「命令」という。）第二十六条第三項第二号及び第四項第三号に規定する農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務は、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第十一条第三項第三号、第八十七条第四項第三号、第九十三条第二項第三号及び第九十七条第三項第三号に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>（リース業務の範囲等）</p> <p>第二条 命令第二十六条第三項第五号及び第四項第十号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同条第三項第五号及び第四項第十号に規定するリース物品等を使用させる業務（次項及び次条第六号において「リース業務」という。）及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める命令第二十</p>

第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社（法第十一条の六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る命令第二十六条第三項第五号及び第四項第十号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

- 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第八十七条第三項第一号又は第九十七条第二項第一号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 (略)

(信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)

第三条 命令第二十六条第三項第十四号及び第四項第二十七号の農林

六条第三項第五号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務又は同条第四項第十号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社（法第十一条の六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る命令第二十六条第三項第五号及び第四項第十号に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

- 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第六号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の命令第二十六条第三項第五号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務又は同条第四項第十号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 (略)

(信用事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務)

第三条 命令第二十六条第三項第十四号及び第四項第二十七号に規定

<p>水産大臣及び金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 リース業務に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。)</p> <p>七 (略)</p>	<p>する農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 リース業務に係る機械類その他の物品若しくは物件と同種の機械類その他の物品若しくは物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。)</p> <p>七 (略)</p>
---	---